

# PwC Tax Insight (No.16/2019)

## 2019 年度のタイ国経済を促進するための税務措置が施行

Issued Date: 11 June 2019

.....  
2019 年度のタイ国経済を促進するための税務措置が施行されました。  
.....

2019年度のタイ国経済を促進するための税務措置に  
関連する以下の財務省省令が、2019年5月15日に官  
報に公布され、法律として施行されました。

本法の概要は、以下のとおりです。



## 概要

### - 財務省省令第344号:国内旅行、ホテル、宿泊およびホームステイの費用

個人に対し、2019年4月30日から6月30日までの間に支払われる国内旅行、ホテル、宿泊、およびホームステイの費用について、第二地区に含まれる県の場合には2万バーツまで、第一地区に含まれる県の場合には1万5千バーツまでの所得控除が認められます。第二地区とその他の地区両方で支出される費用については、それらの費用を合算の上、合計2万バーツまでの控除が認められます。

全77県の内55県が第二地区に分類され、第二地区には、北部のSukhothaiや、東北部のSrisaket、Mukdaharn、西部のTak、中央部のLopburi、Samut Songkram、南部のTrang、Nakorn Srithammaratなどが含まれます。

- 財務省省令第345号:教育やスポーツに関連する商品の購入費用
- 財務省省令第346号:OTOP(One Tambon One Product)認定商品の購入費用
- 財務省省令第347号:読書を促進するための費用
- 財務省省令第348号:個人の住宅購入費用

個人に対し、2019年4月30日から2019年12月31日までの間に購入費用の支払いと所有権の移転登録が完了する住居用の土地付家屋、またはコンドミニアムユニットの購入費用に対し、20万バーツまでの所得控除が認められます。

本控除には以下の条件を満たす必要があります。

- 不動産の価値は5百万バーツを超えないこと
- 納税者は不動産の所有権の移転登録をした日から、本人の死亡や不可避の理由で不動産が消滅する場合を除き、最低5年以上は不動産を所有しなければならない
- 紳税者は居住用の不動産を過去に保有していないこと

財務省省令第345号-347号の詳細な内容につきましては、以下のリンクより5月3日発行の「PwC Tax insight (No.12 / 2019) 2019年度のタイ国経済を促進するための税務措置の承認」を参照ください。

<https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-insights/2019/tax/jp/2019-pwc-Tax-insight12-jp.pdf>

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



### 日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

桑木 愛子

(0 2844 1186/Mobile:08 18633101)  
[aiko.kuwaki@pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@pwc.com)

熊崎 裕之

(0 2844 1269/Mobile:08 845554601)  
[kumazaki.hiroyuki@pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@pwc.com)

名賀石 樹

(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)  
[tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎

(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)  
[matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀

(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)  
[aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典

(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)  
[tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).